議題1　障害福祉サービスと介護保険サービスとの併給について（豊橋市提出）

資料1

	市名	各市の状況
1	名古屋市	本市では、併給のための具体的な基準を設けてはいない。 国の通知に基づき、介護保険サービスのみで必要なサービス量が確保できないことが認められる場合には、対象者の必要とする支援の内容を聞き取ったうえで、必要と認める障害福祉サービスの支給決定を行っている。
2	豊橋市	平成28年6月時点において、障害福祉サービスを受給している障害者は、2，505名おり、うち介護保険との併給者は、120名いる。介護保険利用者から障害福祉サービスの併給希望があった場合、まずは介護認定の再申請をしていただき、要介護状態区分が上がれば新しい要介護状態区分での範囲内でサービスを受給してもらい、上がらない場合は現在の介護サービス量で不足する量を障害福祉サービスに申請していただく。 支給決定量については、障害福祉課で精査したうえ決定している。 支給決定するにあたり、介護保険及び障害福祉サービスの支給量の合計は、障害支援区分のサービス量の範囲内としている。
3	岡崎市	平成19年3月の企画課長・障害福祉課長通知の内容は、《【介護保険の限度額】＜【障がい福祉サービスの支給量】である場合のみ併給が認められる。》と要約できる。 障がい福祉サービスの支給量が上回る場合、介護認定の見直しをさせることを原則として扱っている。 介護認定の上限限度額（＝要介護5）になっている場合のみ上記通知に基づき併給を認めるが、その場合の取り扱いは同時期に発出された保護課長通知の内容（介護扶助と障がい福祉サービスの調整）に準じ、ケアマネージャー等のプランを精査し、障がい福祉サービスの枠の中で必要最低限度の支給量を決定し併給を認める取扱いとなっている。 平成27年度中において併給を認めた受給者は18名。全員要介護5　区分は6が16名、5が2名。
4	一宮市	当市においては、併給について、以前（平成12年3月）の通知内容を踏襲する形での併用基準を設けて対応している。具体的な併給可能要件としては、①全身性障害者（体幹機能障害1級等）であること、②介護保険の支給限度額までサービスを利用していること、③介護保険のサービスのうち概ね50％以上訪問介護を利用していること、としている。また、介護保険サービスにないもの（提供できないもの）については障害福祉サービスの支給要件を満たしていれば原則利用可能としている。
5	瀬戸市	65歳以上の方の福祉サービスの併給の可否については、ケアプラン及び障害福祉サービスの上乗せが妥当かどうかの専門的意見の徴収のため、審査会に意見徴収し、併給の可否を判断しています。
6	半田市	平成27年3月に「介護保険制度移行に関するガイドライン」を作成し、基準を設けています。ただし、障がい福祉サービスの併給の可否については、ガイドラインの基準に合わせて、本人および関係者（相談支援専門員、ケアマネジャー、事業所など）と十分に協議し、決定しています。
7	春日井市	別添「春日井市障害福祉サービス等支給決定基準（別表1：介護保険対象者）」参照
8	豊川市	障害福祉サービスと介護保険サービスとの併給については、本市において独自の基準は設けておりません。 併給の判断基準は、平成27年2月の事務連絡においても平成19年の適用関係通知と同様に「個別のケースに応じて･･･適切に判断する。」ことに留まっているため、本市においても具体的な併給基準等が示されないなかでの対応となっており、苦慮している状況です。
9	津島市	本市において、障害福祉サービスの居宅介護等の利用者には、介護保険で同様のサービスが存在するため、65歳に到達する際に介護保険への移行を勧奨している。 介護保険を利用している障がい者で、支給時間が不足する者については、内規により次のように定めて対応している。①在宅の障がい者であること、②介護保険の1月あたりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額まで介護保険のサービスを受けていること、③介護保険の訪問介護を②の基準額の100分の50以上利用していること、これらすべて該当する者については併給を認めている。 なお、介護保険サービスにない障害福祉サービス独自のサービスについては、併給を認めている。 上記のとう対応しているが、併給の詳細な部分については、厚生労働省等に具体的な基準を

市名		各市の状況
10	碧南市	利用者・サービス提供事業者らが納得するような明確な基準は設けていない。このため障害福祉サービスの併給申請があった場合は、支給決定している状況であり、本市も対応に苦慮している。
11	刈谷市	介護保険対象者の障害福祉サービス併給については、本市においても年ごとに相談案件が増え、対応に苦慮しております。 本市は、市が作成した基準に基づいて支給決定をしておりますが、併給が認められないことについてすべての利用者とサービス提供事業者に納得いただくことはたいへん難しいと感じております。 なお、本市の基準は公表されている他市の支給決定基準を参考にしております。
12	豊田市	全てについて、利用者等が納得しているかはわからないが、規準（内規）を設けている。 具体的には、要介護5の方への重度訪問介護の上乗せ、要支援1，2の方への通院等介助の支給や介護移行に伴い不足する居宅介護の支給などを行っている。また、日中活動に関しても本人の状況に応じて、ケアマネ等の意見を考慮し、障がいの日中活動を支給している（詳細は別添）。 高齢者との公平性を考慮し、一定の条件を付しているため、相談があった際に対応に苦慮することもあるが、年1回ケアマネや包括支援センターの職員に対し説明を行っているため、ある程度の理解はされている状況と考えている。
13	安城市	平成19年3月28日付け障企発第0328002号「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成24年3月30日最終改正）を踏まえ、 1　障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行により、従来まで受けてきた支給量を確保することができず、生活の維持に重大な支障をきたす場合 2　介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスが必要な場合に併給を認めている。
14	西尾市	西尾市の障害福祉サービスと介護保険サービスの併給者は、平成28年4月時点で6人となっています。 また、併給にあたっての基準を設定しておりませんので、個々のケースにより対応している状況です。
15	蒲郡市	蒲郡市においては、障害福祉サービスと介護保険サービスの併給についての明確な併給基準は定めていません。豊橋市と同様に、介護保険サービスだけでは足りない、利用したいサービスがないため、障害福祉サービスを利用したいといった申請や相談が増えてきています。明確な併給基準がないため、申請を受け付け支給決定するといったケースが増えてきており、当市も対応に苦慮しています。
16	犬山市	明確な基準は定めていませんが、原則、介護保険にあるサービスは支給していません。 障害福祉サービスしかないものは支給していますが、介護保険にあるサービスでも、障害特性により支給が必要な場合は、支給をしています。
17	常滑市	当市では、障害福祉サービスと介護保険サービスとの併給について、明確な基準は設けていません。
18	江南市	基準は設けていない。 当市も豊橋市同様に65歳到達者の対応に大変苦慮している状況である。本問題は両制度の問題であり、各市町村の判断ではなく、国全体の共通した基準を設けるべきと考える。同様に、通常の福祉サービス利用に関しても、市町村の判断ではなく、明確な支給量等の基準を設ける必要があると考える。
19	小牧市	本市においても、明確な基準等は設けておらず、対応に苦慮しているところである。 なお、運用としては、障害福祉サービス利用申請時に、ケアプランに加えて理由書の提出を求める等、障害福祉サービスが必要な理由を明確にした上で、支給決定を行っているところである。
20	稲沢市	障害者の必要とするサービスが各々により違い、ケース毎に障害福祉サービスの支給が適当であるかを勘案する必要があるため、当市では基準を設けることができていません。
21	新城市	現在のところ明確な基準は設けていない。このため、介護保険サービスの不足分や介護保険サービスにないサービスの利用申請があった場合は、支給決定をしている状況である。

市名		各市の状況
22	東海市	明確な基準は設けておりません。 65歳を迎えた利用者へ通知を送ったり、電話をしたり、説明が必要な場合は職員がご自宅へ訪問し、直接介護保険の説明をおこなっています。
23	大府市	**【障がい福祉サービスと介護保険サービスの相互関係について】** **①障がい福祉サービスと介護保険双方に存在するサービス** 居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助などヘルパーが自宅を訪れて実施するもの） ⇒居宅介護：身体障がいのみの方が65歳となった場合、介護保険に移行してもらうよう促し、障がい福祉サービス（居宅介護）の追加支給はしない。精神障がい、知的障がいは追加分を個々の状況に応じて支給する。 【理由】要介護認定の調査項目にて身体介護は十分に評価された上で要介護度（支給量）が決められている。支給量が足らないのは、要介護度が本人の状態と合っていないか、介護保険制度としての支給量の設定に問題があるかのどちらかであると考えられる。よって介護保険制度の問題を障がい福祉サービスで補完することは本来ではないと考え、居宅介護の追加支給は身体障がい者に対して実施していない。しかし、知的障がい、精神障がいは、介護保険の要介護度に反映されていな点が多く、個々の状態に応じた障がい福祉サービスの追加支給が必要との考えから追加支給を認めている。 **②障がい福祉サービスにあって、介護保険にないサービス** 同行援護（視覚障がい者専門の外出支援）、行動援護（行動障がい者専門の外出支援）、就労継続B型、A型、就労移行支援、自立訓練、療養介護（入所）） ⇒追加支給を認めている。但し、就労継続支援A型は65歳まで。（⇒国が示す実施要領に記載、県に確認済み） **③実施内容が極めて近いが似て否になるサービス** 障がい福祉サービスの生活介護と介護保険のデイサービス ⇒追加支給を認めている。
24	知多市	障害福祉サービスと介護保健サービスとの併給については、国の通知に基づき支給しているが特に明確な基準は設けておらず、利用計画等に基づき個別に判断し、必要と思われるサービス量を支給している。
25	知立市	平成19年の厚生労働省通知により、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受け取りできるか介護保険担当課と調整の上支援内容を確認している。ケアプランや関係者からの利用意向の聴き取りを行った上で障害福祉サービスにより支援を受けることが可能かどうか判断しているため、利用者・サービス提供事業者等に示す明確な支給基準は設けていません。
26	尾張旭市	尾張旭市では、介護保険対象者で介護サービスの提供を受けている者については、介護保険での支給量の2分の1とするとの基準を設けて支給決定をしています。また、介護保険サービスにないもの（同行援護、訓練等給付）については、併給を認めています。
27	高浜市	・明確な基準は設けていない。
28	岩倉市	本市においては、明確な基準を設けていません。 社会生活の継続性を確保する観点、介護保険に相当するサービスがない場合、障害福祉サービス固有と認められるサービスについては、状況に応じて障害福祉サービスの利用を認めています。
29	豊明市	当市でも同様に対応に苦慮している状況です。65歳に到達した障害福祉サービス利用者が、介護保険の要介護認定申請を拒否する事例（介護保険では1割の自己負担が発生することが主因）もあり苦慮しています。 また満65歳以上の介護保険利用者（障害福祉サービス未利用）からの障害サービス併給希望については、障害独自の就労継続支援や同行援護については併給可能としています。その他サービスの不足分の併給希望については、ケアプランを確認した上で併給の必要性を個別審査し決定しています。基準については明確に設けていないため、他市町の見解を参考にさせていただきたい。
30	日進市	介護保険にないサービス（同行援護、就労継続支援B型等）で必要な場合は、支給を認めています。 居宅介護等の介護保険サービスの上乗せになるような利用を認める場合、議題の要旨にあるような基準は設けていません。

市名		各市の状況
31	田原市	本市は、障害福祉サービスと介護保険サービスの併給を行っており、その判断においては利用者本人の障害程度、家族関係、社会資源活用の可否等を鑑み、障害福祉サービスの必要性をケアマネ等と確認し支給決定しています。 国等によって基準が定められればそれに沿った判断ができるため、支給可否及びその内容の決定に時間を要しなくなり、事務の効率化及び対応職員の精神的負担の軽減は図られます。しかしその反面、自治体によっては事業所数、実施サービス種類等の格差もあるため、画一的に取り扱うことが利用者にとってその自治体では生活が困難になる可能性もあると考えられます。本市では当面基準は設けず、その方の必要性を確認して併給の可否等を決定していくことを考えています。
32	愛西市	現在、当市では、平成27年2月18日付け、「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及び障害福祉課」よりの通知を参考にし、内規を作成し判断基準としている。判断する場合は、関係課、事業所等と調整し当事者に説明をして申請をしていただいている。しかしながら、あくまでも内規での柔軟な対応なので、今後、国に明確な基準を出していただきたいと考える。 当市内規判断基準 ①要介護5の方で介護保険のサービスを支給限度まで受けても、なお必要なサービス量を確保できない方。 ②要介護4以下の場合、(ア)もしくは(イ)に該当する場合 (ア)視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者であり、その障害特性ゆえになお介護保険サービスのみでは必要なサービス量を確保できない方 (イ)障害福祉サービス特有のサービスを利用する場合
33	清須市	・併給可能な方を、特に要領等に定めていませんが、在宅にいる方で、介護認定区分が要介護5、障害支援区分が区分6で介護サービスが不足している方としています。 ・平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書での「総合支援方施行3年後の見直しについて」の中で、障害福祉制度と介護保険制度の連携について書かれており、今後併給についても検討されることを期待しています。
34	北名古屋市	本市においても介護保険と障害福祉サービスの併給支給の対応については、苦慮しているのが現状である。個々のケースごとに、ケアマネージャーと相談しながら支給決定を行っている。また、介護保険にないサービスについても、ケアマネージャーと相談の上、引き続き利用できるように実施している。
35	弥富市	当市では介護保険サービスの支給量で足りず、障害福祉サービスを併給している利用者は平成28年5月末現在、9名います。 当市では利用者から介護保険サービスとの併給申請のあった場合、平成24年3月30日付障企発0330第4号、障障発0330第11号の厚生労働省からの通知に基づき、介護保険サービスにないサービスの利用や介護保険サービスでの不足分がケアプラン上において確認できる方であれば、障害福祉サービスの併給を支給決定しています。したがって、この場合は併給を認めないといった明確な基準は設けていません。
36	みよし市	本市では介護保険サービスだけで足りない方については、対象者のサービス等支援計画を作成する相談支援専門員とケアマネが話し合い、必要であれば区分認定ののち障がい福祉サービスの決定をしています。明確な基準は設けていませんが個々の実情に応じ対応していて、今のところ苦情やトラブルの報告は受けておりません。 平成28年6月1日現在で障害福祉サービスを併用している方は8名います。内容は身体介護、通院介護、同行援護、就労支援、移動支援、地域活動支援センターです。
37	あま市	介護保険利用者から、障害福祉サービスの利用申請があった場合、ケアマネージャーより、利用したいサービスを盛り込んだケアプランの提出を求め、その後ケアマネージャーや家族等より聞き取りを行い、障害福祉サービスの利用が適当であると認められる場合に限り、併給を認めているため、一律の基準はなく、個々のケースにおいて、その都度対応を協議し決定している。 近年、介護保険との併給希望が多く、障害者手帳を持たない介護保険利用者とのサービス量の公平性に疑問を感じる場面が多く、対応に苦慮している。
38	長久手市	原則、要介護3以上の方を併給可能な対象者としていますが、その方の状況に応じて支給決定を行っております。

議題2　グループホーム・障害者支援施設入所者の高齢化について（豊橋市提出）

資料2

市名		各市の状況
1	名古屋市	65歳以上のグループホームや障害者支援施設の入所者については、本人より特段の申し出のない限り、介護保険施設への移行調整をしておらず、また、予め要介護認定を求めることも行っていない。 介護保険の施設へ移っていく障害者の人数は統計として把握しておらず、障害福祉計画等においては位置づけていない。
2	豊橋市	平成28年6月時点において、障害福祉サービスを受給している障害者は2，505名おり、うち65歳以上の施設入所者は58名おり、最高年齢は85歳となっている。また、65歳以上のグループホーム入居者は33名おり、84歳となっている。 施設入所者が介護保険の施設に移った人数は、平成26、27年度共に0名となっている。 地域移行においては、平成26年度実績は0名、平成27年度実績は1名となっており、障害福祉計画の目標値を下回っている。
3	岡崎市	グループホームの入所者については、65歳到達時に介護保険申請勧奨をしている。障害者支援施設については介護保険適用除外施設となるため、申請勧奨等は行っていない。 なお、平成27年度中にグループホームに在所した65歳以上の受給者は8名（うち介護保険申請済み3名、未申請3名、住所地特例につき不明2名）退所者は2名いるが介護保険施設への入所者はいない（障がい者施設入所1名、死亡1名） また、平成27年度中に障害者支援施設に在所した65歳以上の受給者は38名退所者1名（死亡による）障害者福祉計画等には特に記載してありません。
4	一宮市	当市においては、介護保険の施設に移行可能な状況になれば、速やかに移行頂くよう案内はしている。しかしながら、移行のタイミングが不明確であるため、事前に（施設移行の為に）要介護認定を行ってはいない。また、当市における昨年度の介護保険施設移行実績は1件である。 なお、一宮市障害者基本計画において、当該案件について特段の計画は設けていない。
5	瀬戸市	障害者福祉計画に位置づけはしておりません。 グループホーム等の事業者及び支援者より相談を受けて、相談支援センター等の機関を含めケース会議を行い方向性を決定しております。年間3名程度の方が、介護保険の施設に移られます。
6	半田市	市内に新たに高齢の介護施設ができたことから、平成28年度は5名の移行を行ったものの、それまでの移行の実績はほとんどない状況であり、施設の空き状況や介護認定の依頼等は行っていません。 また、半田市障がい者保健福祉計画に具体的な位置づけもしておりませんが、基準該当事業所やケアマネージャとの連携については明記しており、本件の対応を検討しているところです。
7	春日井市	【予めの要介護認定取得】 本市が支給決定している65歳以上の障がい者支援施設の入所者及びグループホームの入居者の状況を確認したところ、本市の介護保険被保険者で要介護認定を持っている者はいなかった。 【介護保険施設への年間移行人数】 市内の主な障がい者支援施設及びグループホームにおける過去3年（平成25年度～27年度）の状況を確認したが、介護保険施設へ移行した者はいなかった。 【計画等の位置づけ】 現行計画（第3次春日井市障がい者総合福祉計画）においては、特段の位置づけはされていない。
8	豊川市	本市においてもグループホーム・障害者施設入所者の高齢化が進んでいる状況です。障害福祉サービス利用者の65歳到達時に「障害福祉サービス利用者の介護保険制度の優先利用について」のお知らせを送付していることに留まり、その後の勧奨等も行っていないため、実際に介護保険施設への移行者はほとんどいないのが現状です。 なお、第3次豊川市障害者福祉計画では、支援が必要な高齢障害者のサービス提供が適切に行われるように地域包括支援センター等との連携が必要と掲げてあります。

市名		各市の状況
9	津島市	本市においても、65才に到達しているグループホーム・障害者支援施設の利用者がおり、グループホーム・障害者支援施設利用者の高齢化が進んでいる。本市では、グループホーム・施設入所者に対して、要介護認定を予め行うような勧奨措置はしていない。また、ここ数年間で、実際に介護保険施設へ移った事例はない。 第4期津島市障がい福祉計画(平成27～29年度)においては、グループホーム・障害者支援施設入所者の高齢化について明記していない。
10	碧南市	長期入所者を他の施設へ移行させることは本人又は関係者の意向から困難であり、要介護認定は予め入所者へ行っていない。このため、介護保険施設への移行者はいない。また、障害者福祉計画については、高齢化に伴う地域移行の位置づけはない。
11	刈谷市	本市では、障害福祉サービスを利用する障害者については、原則として65歳を迎える前に要介護認定を受けるように促しをしております。審査の結果が要介護又は要支援であり、相当する介護サービスがある場合には、そちらが優先されることを説明し、移行していただいております。 しかしながら、65歳より前から障害者の入所施設やグループホームを利用している障害者については、要介護認定を受けるような促しをしておりません。 身体状況の変化等により障害者支援施設から介護施設に移った障害者数は、平成26年度が1人、平成27年度が2人でした。なお、障害者グループホームに入居する65歳以上の利用者の移行実績はありませんでした。 また、計画での位置づけについて、介護施設への移行者数の具体的な数値設定はありませんが、平成27年3月に策定した第4期刈谷市障害福祉計画において施設入所者の地域生活への移行として、平成29年度の施設入所者数を平成25年度実績から4人削減するとともに、平成25年度末の施設入所者からの地域移行者数を11人とする成果目標を立てております。
12	豊田市	施設入所者等の高齢化は進んでいるが、介護保険施設の待機者数が多いため、移行については積極的には考えていない。身体機能等の低下により、介護保険施設への入所が必要な場合は、事前に相談、待機登録をしてもらい、空きができ次第、移ってもらう。要介護認定については、必要な方には適宜、申請してもらっている。 介護保険施設への移行については市の介入ではなく、相談支援専門員や入所施設の職員、ケアマネ、介護保険施設の連携により行われている。 また、障がい者福祉計画等においては、地域移行の目標値は定めているが、介護保険施設への移行についての記述はしていない。
13	安城市	平成27年度に同じ社会福祉法人が運営する入所施設から特別養護老人ホームへ移った方が1名いた。この特別養護老人ホームは障害のある高齢者にも対応できるため、市内にある施設入所支援事業所に、入所者の老人ホームへの移行を促している。 また、介護保険の適用除外施設であたるため、施設入所者へ介護認定の案内は送っていない。グループホームについては市内に住民票が残る入居者のみ65歳到達時に案内を送っている。 障害者福祉計画の中で、「住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり」を基本的視点として、地域生活支援拠点等の充実(グループホームの整備)や生涯を通じた相談支援の充実を重点課題としているが、グループホーム入居者や施設入所者の高齢化について、特に位置づけている項目はない。
14	西尾市	障害福祉サービスの障害支援区分の更新の際に、介護保険の申請等を行うよう依頼しています。また、年齢を要件として介護保険の施設へ移っていく事例はない状況です。 西尾市障害者福祉計画や障害福祉計画においては、少子化・高齢化や障害者や介助者の高齢化は課題として位置づけられていますが、グループホーム・障害支援施設についてはニーズに応えるための整備が中心となっている状況です。
15	蒲郡市	蒲郡市においてもグループホーム・障害者支援施設の支給決定者の高齢化が進んでいます。 現状としては、グループホーム・障害者支援施設から高齢になってきたため受け入れが難しくなってきているという相談は時々あります。市内の知的障害者を主に受け入れている障害者支援施設は、介護施設ではないため、高齢になり介護が必要になると、居室や浴室などのハード面が対応できていない部分や65歳未満の利用者も多く入所し、多動や他害などの行動障害がある利用者もいるため、高齢の利用者との共同生活が難しいなど対応に苦慮しているという現状があります。 ・介護保険施設や病院(療養病棟)へ移っていく方は年間1人程度です。
16	犬山市	要介護認定は、施設利用の目途が立った時にしています。 障害者支援施設から介護保険の施設に移る人については、把握できていません。 障害者福祉計画等には位置づけていません。

市名		各市の状況
17	常滑市	グループホーム、障害者支援施設入所者について、予めの要介護認定は行っていません。実際に介護保険施設へ移っていく方については、平成27年度に1名いましたが、理由は障害者支援施設では対応できなくなったためです。障がい者基本計画等への位置づけもサービスの利用において、「介護保険サービス等との連携」の記述にとどまっています。
18	江南市	施設入所待機者に予め介護認定をすることは基本的にない（待機中に認定期間が終了し、再度認定をすることが必要となる可能性があるため）が、ケースにより介護保険施設側が次期入所者として選定し、入所時期がある程度予測できる等の状況であれば、事前に実施した事例等も過去にはある。 また、介護保険施設への移行者は平成27年中に1名で、障害福祉計画等での位置づけは特にしていない。
19	小牧市	65歳以上のグループホーム入所者については、介護保険優先の原則に基づき、介護認定の手続きを行っていただく必要があると認識している。 ただし、障がい者支援施設入所者は、介護保険適用除外者（介護保険被保険者ではない）であるため、介護認定の手続きはできないものと認識している。なお、障がい者支援施設の退所が3ヶ月以内に確定している場合は、介護認定調査を実施し、その後、判定に応時必要な介護入所施設への入所が可能であると理解している。 障がい者施設から介護保険施設への移行者については、本市の施設において2例あると把握している。また、障がい者計画等において、介護保険施設への移行に関しては明記していない。
20	稲沢市	高齢障害者の介護保険施設への移行の実績は、障害支援施設から特別養護老人ホームに移行したケースが1件あります。また、障害者福祉計画等に介護保険施設への移行は、数値・計画ともに盛り込んでありません。
21	新城市	65歳を迎えるグループホーム利用者を中心に、可能な範囲で要介護認定を受けるよう働きかけをしている。しかし、現状としては、要介護状態と認定されたものの障害特性を理由に障害福祉サービスを継続利用しており、介護保険施設への移行実績は0人となっている。 また、本件に関する障害福祉計画等への位置づけは行っていない状況である。
22	東海市	平成27年度は介護保険施設へ移動された方は1名いらっしゃいます。 対象者の状況により、介護保険施設への移動を促しています。 障害者福祉計画等への位置づけは行っておりません。
23	大府市	①障害者支援施設退所後に入所する介護保険施設が決まっている場合、要介護認定の手続きを行っている（退所時点から実際に有効となる）。 ②グループホーム、入所施設から介護保険施設へ移行した方は平成27年度（施設入所⇒介護保険施設1名。グループホーム⇒介護保険施設1名） ③入所施設から退所する人数の数値目標は掲げているが、高齢者に特化した課題や目標は記載していない。
24	知多市	グループホーム・障害者支援施設利用者について、障がい者の特性などから必ずしも介護保険施設利用が適当とは考えられないため、一律に介護保健施設への移行は求めておらず、一律の要介護認定も行っていない。施設からの相談に基づき個別のケース毎に対応している。過去に知的障がい者の入所施設利用者で、身体機能の低下から介護保険施設へ移行したものが少数あった。障がい者計画等においては特に記述はしていない。
25	知立市	要介護認定は予め入所者に対し行うよう促していない。平成27年度に障害者支援施設から介護保険の施設へ移行した人は、1人である。また第3期知立市障がい者計画において、グループホーム・障害者支援施設から介護保険の施設への移行等について具体的に位置づけられておりません。
26	尾張旭市	70歳以上のかたが施設入所等を利用している現状は当市にもあります。ただし、単に高齢化という視点だけではなく、障害特性によっては大きな環境の変化により、本人への身体的・精神的負担が増大される場合もあると思われます。支援機関の関係者との個別支援会議等により、介護保険の施設への移行が適当と判断された場合は速やかに要介護認定を行い、介護保険の施設に移行することとなることが予想されます。なお、尾張旭市第4期障がい者計画・障がい福祉計画において、具体的な数値目標は掲げられていません。
27	高浜市	・要介護認定は行っていない。 ・介護保険施設への移行について、平成27年度実績は1名。 ・障害者福祉計画等への位置づけはしていない。

市名		各市の状況
28	岩倉市	本市において、65歳を過ぎ障害者支援施設等に入所している方は数名いますが、利用者の意向等の聞き取りをし、要介護認定を行った人はいません。よって、介護保険の施設への移動者はありません。 また、障害者福祉計画等の中での位置づけはありません。
29	豊明市	平成28年6月現在、当市が支給決定している障害者支援施設入所者は37名。うち11名（約3割）が65歳以上。また30名（約8割）が市外施設に入所中です。介護保険施設への移行は、近年では平成26年に1件のみ。知的障がい者対象の支援施設入所者が身体障がいを併発し、対応が難しくなったため介護保険施設へ移ったケースです。障害者支援施設は、介護保険の適用除外施設であることが多く、要介護認定にあたりさまざまな調整が必要であるため、障害者支援施設入所中の65歳以上の人に対し要介護認定を進めてはおりません。 グループホームの支給決定者数は36名、うち9名（25%）が65歳以上。65歳以上利用者全員が精神科病院を持つ医療法人が運営するグループホームを利用中です。精神症状等への配慮が必要なケースが多く、介護保険移行を一律に進めることは難しい現状です。 障害福祉計画での位置づけにつきましては、介護保険移行への取り組みは行わない前提で見込を定めております。
30	日進市	障害者福祉施設に入所している人について、要介護認定は行っていません。 また、介護保険の施設に移られた人もいません。 障害者計画等においても、特に位置付けはしていません。
31	田原市	本市は、予め入所者に要介護認定は行っておりません。実際に介護保険の施設に移行した方は、過去2・3年間で一名程度と非常に少ない状況です。 障害福祉計画においては、施設入所者の高齢化に対応するため、介護保険事業所との連携を強化し、必要な支援について検討していくことを明記していますが、実際には介護保険施設の待機者の多さや、緊急入所を希望される方等が実際に見えることから、現在障害者支援施設に入所されている高齢障害者の介護保険への移行は今後も多く見込めないと考えます。
32	愛西市	障害者支援施設は介護保険対象外であり、特に予め要介護認定を行うことはない。また平成27年度の介護保険施設への移行はありません。グループホームに関しては、65歳になる更新時に介護優先の話を行う。障害者の高齢化問題に関して障害者福祉計画等には、その項目に特化して取り上げてはいない。
33	清須市	・65歳を過ぎても入所している障害者施設が対応していただける場合は、入所を継続している方もあります。施設が退所を希望する場合には、要介護認定を受けていただき介護保険施設の空きを待ち入所されています。 ・介護保険施設への入所者は年間1人あるかないかとなっています。 ・障害者施設・障害者福祉計画には地域生活への移行に関して目標人数等あげていますが、65歳で介護保険施設へ移る人数に限定しての数値は出していません。
34	北名古屋市	本市においては、65歳になる前に予め要介護認定等の手続きを取るように、文書等で指導している。 グループホーム、障害支援施設から介護保険施設への移動者は、1名程度である。
35	弥富市	当市ではグループホームや障害者支援施設に入所している介護保険サービス適用可能な年齢の障がい者は平成28年5月末現在10名います。このような方が介護保険サービス適用の年齢に達した場合は、急な環境の変化で状態が悪化することも考えられるため、障がい者の方の状況に応じて案内しており、一律には介護保険の施設へ移れるよう要介護認定を予め入所者に行っていません。 また、実際に介護保険の施設へ移っていく障がい者の方は、当市ではここ数年該当者がなく、障害者福祉計画においても、位置づけはしていません。
36	みよし市	障がい者支援施設等が入所者に対して要介護認定を勧奨しているかどうか、また実際に介護保険施設へ移っていく人の数については、いずれも把握しておりません。 また、この件に関しての、障害者福祉計画への具体的な位置づけ等はありません。
37	あま市	グループホーム入所者は、知的障害者・精神障害者が多く、65歳を超える介護保険の被保険者であっても介護度に障害の程度が反映されにくく、介護保険施設への移行が難しいため、一律に介護保険の認定を受けるようには対応していない。そのため、障害福祉計画等にも位置づけていない。 平成27年度においては、1名介護保険施設へ移行実績があったが、例年ほとんどいないのが現状である。

市名		各市の状況
38	長久手市	現在のところグループホーム・障害者支援施設入所者で65歳近い方はいませんが、もしそういった方がいた場合には、介護保険の認定は65歳になる時に予め要介護認定を受けていただくことになると思います。また、年間の介護保険施設への移行者は、ここ数年いない状況です。なお、障害者福祉計画等に、これに該当するような記述はございません。